

「人権・平和のまちづくりを総合的に推進するため
の計画（推進計画）」の策定について

－ 答申 －

国立市人権・平和のまちづくり審議会

令和7（2025）年8月

答申に当たって

当会は、令和 5（2023）年 10 月 24 日、国立市長から「人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定するに当たっての内容等について意見を問う旨の諮問を受け、これまで約 1 年 10 月間、10 回にわたり精力的に審議を行ってきました。

この間、国立市では推進計画策定の参考に供するため、令和 6（2024）年度に「人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査」（対象：18 歳以上の市民 3,000 人、12～14 歳の市民 500 人、15～17 歳の市民 500 人）として、人権課題全般にわたる詳細な調査を実施していただきました。この調査の設計や実施方法についても当会の意見を十分に取り入れていただきました。この結果、推進計画策定のためだけでなく、今後の国立市政を進めるに当たっての有益なデータが得られたと思います。

特に次代を担う子どもも調査対象に加えるべきだとの意見が当会から出され、12 歳以上の子どもたちの人権意識の状況が把握できたことは、大変貴重だと思います。

本調査とは別に国立市では、市職員の人権意識調査を実施されましたが、市職員の人権意識の問題が浮かび上がってきました。今後の市の取組みを注視していきたいと思います。

最近の国際情勢を見ると、世界の人権は、各地での戦争・紛争の勃発、反 DEI（「Diversity（多様性）」、「Equity（公平性）」、「Inclusion（包括性）」の頭文字を取ったもの。）政策の動き、外国人排除の社会運動など憂慮すべき状況があります。国内的にもインターネットによる差別、排外主義的な主張等の増大が見られます。

このような時に国立市が推進計画を定められることは、改めて人権の重要性と積極的な取組みの推進の必要性を、国立市のみならず日本全体に向けて高らかに謳うことになり、人権の向上と平和の確立に大きく貢献すると思います。これこそまさに日本の人権推進のトップランナーの自治体である国立市に期待されることだと思います。

国立市長におかれては、本答申を最大限に尊重していただいた上で推進計画を策定していただき、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の目的であるソーシャル・インクルージョンの理念が、国立市で定着し普及していくことに向けて一層努力していただくように切望いたします。

国立市人権・平和のまちづくり審議会

会長 炭谷 茂

－ 目 次 －

答申に当たって

1. 推進計画の全体像について-----	2
2. 人権教育・啓発について-----	3
(1) 学校や地域における人権教育・啓発の更なる推進-----	3
(2) 人権博物館など情報や学びへのアクセスの充実-----	5
(3) 市内事業所との連携-----	5
3. 人権救済及び相談支援について-----	6
(1) 個別救済の在り方に関する具体的検討-----	6
(2) 相談支援体制の充実-----	7
4. インターネット上の人権問題について-----	8
5. 人権に配慮した環境整備について-----	10
6. 分野別の人権課題への対応について-----	11
7. 平和施策について-----	11
8. 市役所内部からの人権意識の高まりについて-----	12
(1) 職員の人権意識の向上と具体的な施策の展開-----	12
(2) 市民等との対話の重視-----	13
(3) 適切な推進体制の構築-----	13
9. 進捗管理について-----	13

参考資料-----15

・(参考データ) 市民意識調査結果-----	17
・諮問書-----	23
・国立市人権・平和のまちづくり審議会 委員名簿-----	24
・国立市人権・平和のまちづくり審議会 開催経過-----	25
・国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例-----	26
・国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例施行規則--	32

昭和 23（1948）年に国連総会で世界人権宣言が採択され今年で 77 年となるが、今日、世界では武力による争いが各地で絶えず、平穏な日常どころか幼い子どもを含め多くの尊い命が失われている状況を連日報道等で目にしている。また、経済活動の優先のために多様性やインクルーシブ社会を否定・排除するような動向も一部においてみられるなど、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀において危機的な状況にあると言え、その影響は国外に留まらず国内企業や自治体の取組にまで影響を与え始めている状況である。

国内においては、平成 28（2016）年にいわゆる差別解消三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が施行され、またそれ以降も、アイヌ施策推進法（令和元（2019）年）、こども基本法（令和 5（2023）年）、LGBT 理解増進法（令和 5（2023）年）、女性支援法（令和 6（2024）年）など、個々の人権課題に関する法整備が進められてきた。しかし、差別を包括的に禁止する法律は現時点において無く、また、現在においてもしょうがいしゃ、子どもや高齢者に対する暴力や虐待、ヘイトスピーチ、性別による固定的な役割意識、性的マイノリティへ偏見や差別、部落差別の問題など、人権に関する課題は依然として山積するとともに多様化・複雑化・複合化している。また、SNS や各種掲示板サイトなどインターネット上では、誹謗中傷、プライバシー侵害、差別を助長する表現、子どもの性被害等が近年特に深刻な問題となっている。

このように国内外で人権問題が山積する状況下において、平成 31（2019）年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定し、ソーシャル・インクルージョンの理念の下で全ての施策の基本に人権と平和の尊重を掲げ、人権・平和のまちづくりの推進に積極的・先駆的に取り組んでいる国立市の存在は、今日、その重要性を一層増していると言える。現に、基本条例制定から 6 年以上経過した現在においても、他自治体から問い合わせや視察の依頼が入る状況が続いており、全国から注目をされている存在である。

また、国立市が令和 6（2024）年度に行った「人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果からは、国立市民

の人権意識は比較的高い傾向にあることが判明している。

今後も、国立市が積極的に地域社会における人権と平和の尊重意識の更なる醸成に努めるとともに、ソーシャル・インクルージョンの理念が地域社会を平和に、そして豊かにしていくのだということを体現することに、当審議会委員一同として大いに期待を寄せるところである。

今後、国立市が基本条例第 10 条に規定する「人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、その計画に沿った人権・平和のまちづくりを推進するに当たっては、上述の背景の下、以下に示す基本的な考え方を踏まえた計画とし、具体的な取組を進めていただきたい。

1. 推進計画の全体像について

- ① 令和 6（2024）年 3 月に国立市が策定した「国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）に示した大きな方向性を、より明確に示す計画として推進計画を作成することが重要であること。また、基本条例及び基本方針に示す内容との整合性に留意して作成することが重要であること。
- ② インターネット上における部落差別事件に関する判決や、全国各地での同性婚に関する判決など、昨今の司法による人権問題への見解を踏まえた内容を推進計画に理念として盛り込むことが重要であること。
- ③ 基本条例が示す「人権・平和のまちづくり」がどのようなまちを目指すのか、市民意識調査の結果を踏まえ推進計画において具体的に示すことが重要であること。
- ④ 国立市が策定している他の様々な個別計画等との関係性・整合性に留意することが重要であること。
- ⑤ 個別の人権課題について、それぞれの課題における差別の現れ様は個々に異なっており、また、同じ人権課題であってもそこに内包する個々の背景や事情等により複雑化していたり複合的となっていたりする場合があ

る。また、例えば、信条、性的指向、被差別部落出身などの人権課題については、一般的に外見からではその問題が他者から認識されにくいといった側面がある。このようなことに留意し、推進計画においては抽象的な計画とならないようそれぞれの課題を的確に捉え、具体性を持った計画とすることが重要であること。また、分野による優劣を理由なしにつけることなく、全て満遍なく対応することが重要であること。

- ⑥ 国立市としての取組を示す計画ではあるが、市民の視点に立ったソーシャル・インクルージョンに着眼して計画立てていくことも重要であること。また、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を大切にしたいインクルーシブな地域社会にしていくことは、その地域の発展や活発な地域活動につながり経済も豊かになるという考え方を踏まえた計画とすることが重要であること。

2. 人権教育・啓発について

基本方針では、国立市が人権教育・啓発に取り組むに当たって、全世代を対象として取り組むことや特に若い世代に対する取組を強化することが大きな柱として掲げられている。

推進計画においては、この基本方針に示した内容をさらに具体的に計画立て実行していくことが必要であり、その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

(1) 学校や地域における人権教育・啓発の更なる推進

- ① 国立市では既に、教育部局との連携の下で様々な人権課題の当事者を含む講師を学校に派遣し子どもたちへの授業を行う「人権出張授業」を実施している。子どもたちが人権について考える取組はとても大切な取組であるため、当事者が直接子どもたちに自らの言葉で差別の実態等について安全が守られた環境の中で事実を隠さず語ることができる場をつくることが重要であり、引き続き学校教育の中で低学年の頃から計画的かつ継続的に

人権教育を行っていくことが重要であること。特に今の子どもたちは、学校以外で人権や差別の問題に触れる機会が非常に少ないことが市民意識調査の結果で判明していることから※、学校教育における取組の充実に向け、教育部局との連携を一層図ることが重要であること。

※12歳～14歳の市民500人を対象とした調査では、「学校教育以外の場において人権に関する研修やイベント等を受けたり参加したりしたこと（最近5年間）」について、「学校以外の場ではない」と回答した割合は45.0%、「わからない」と回答した割合は34.1%。15歳～17歳の市民500人を対象とした調査における同様の設問では、「学校以外の場ではない」と回答した割合は62.9%、「わからない」と回答した割合は27.8%。

- ② 学校における子どもたちへの人権教育は重要なことであるが、子どもたちを対象とした取組のみならず、教育に携わる教職員を対象とした人権啓発や研修についても取組を進めることが重要であること。
- ③ 学校との連携に当たっては、教育課程とのバランスを図りながら取組を進めることが重要であること。学校外（例えば地域や職場など）における取組も並行して推進し、相対的に地域全体の人権尊重の意識高揚を図ることが重要であること。
- ④ しょうがいの有無等に限らず、幼い頃から子どもたちが多様な他者と共に学び、遊び、交流することは、相手への理解が深まり相手を尊重にすることを育むことに繋がる。地域の実情等を丁寧に把握し、子どもたちに関する学校や地域におけるインクルーシブな取組を一層充実させることが重要であること。
- ⑤ 地域においては、例えば誰でも参加可能な人権に関する検定制度や、子どもが楽しみながら人権について学ぶことができるクイズ形式や参加型の企画など、取り組むことで各々のモチベーションにつながるような仕組みの構築や工夫により人権意識の高まりを一層促進することが重要であること。
- ⑥ 市民意識調査の結果からは、様々な人権課題について「知らない」という状況にある市民も一定程度存在することが明らかとなっている※。人権課題を「知らない」という状況であっても、それは「差別をしない」ということではないため、差別の実態を具体的に捉えていけるような学校や地域での取組を行っていくことが重要であること。

※18 歳以上の市民 3,000 人を対象とした調査では、「しょうがいのある人の人権」の人権問題について「あまり知らない」「全く知らない」と回答した割合は 24.4%、「外国にルーツのある人々の人権」の人権問題について「あまり知らない」「全く知らない」と回答した割合は 29.2%、「部落差別」問題について「あまり知らない」「全く知らない」と回答した割合は 40.4%。

- ⑦ 「相手への直接的な差別はしないけれども、相手にも無関心」という状況も大きな人権問題であるが、国立市の基本条例は、あらゆる差別を包括的に禁止するとともに、そういった問題も含めてソーシャル・インクルージョンを目指す条例である。このような基本条例の理念は大変優れたものであるため、人権教育・啓発を進めるに当たっては、基本条例の理念を一層工夫して活用していくことが重要であること。

(2) 人権博物館など情報や学びへのアクセスの充実

- ① 国立市ではこれまで、他の自治体に先駆けて様々な人権課題の当事者等と共に人権・平和のまちづくりを推進してきた。その歩みを次世代へ伝え継ぐことや、人権・平和に関する様々な情報に市民等が日常的にアクセスできる環境を整えることで、一層人権・平和のまちづくりの推進につながる。一方で、市民意識調査の結果からは、学校以外で人権や差別の問題に触れる機会が非常に少ない状況であることが明らかとなっている。地域の中でいつでも人権や平和について学ぶことができたり、様々な当事者が自らの言葉で発信したり、多様な人が集うことで相互理解を深めたりできるような場と機会が必要であり、国立市としてのこれまでの人権・平和のまちづくりに関する歩み等を踏まえた特徴ある人権博物館やデジタルアーカイブなど、情報や学びへのアクセスの充実に関する在り方について具体的な検討を進めることが重要であること。

(3) 市内事業所との連携

- ① 国立市は、令和 6（2024）年度に市内に所在する事業所向けの人権・平和のまちづくりに関する調査を行っている。今後も積極的に事業所に対する働きかけを行い関係構築に努め、企業における公正な就職採用選考に関することを含めた職場における人権上の取組について協力して進めること

が重要であること。

- ② 例えば、人権的な観点での取組を行っている事業所を市において認定するスキームを構築するなど、人権を尊重した取組を行うことが事業所にとって誇れることであるということが周知できるような（事業所にとってインセンティブとなるような）仕組みを整えることが重要であること。
- ③ 単に意識の向上のみを目的とせず、事業所における日々の具体的な活動（例えば、しょうがいしゃに配慮した売り場や接客、製品開発等）につなげることを目的として取組を進めることが重要であること。

3. 人権救済及び相談支援について

基本方針では、人権救済及び相談支援の体制について、被害者に寄り添った人権救済及び相談支援の更なる充実を柱として国立市が掲げている。推進計画においては、この内容を更に具体的に計画を立てて実行していくことが必要であり、その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

（１）個別救済の在り方に関する具体的検討

- ① 個別救済の在り方については、どのような対応が必要であるのか、当審議会において多様な意見が出たところである。一部自治体では、人権侵害事案と認定された場合の加害側に対する勧告や事案の公表、さらには罰則等の具体的な手続きが規定された条例を持つ自治体もあるが、それぞれの地域における人権課題の実情によって対応が様々なされている状況である。司法との役割分担など行政機関として自治体に対応すべき内容の整理や地域の実情等を踏まえ、被害者に寄り添った実効性のある国立市としての個別救済の在り方を具体的に検討することが重要であること。
- ② 個別救済の在り方の具体的な検討に当たっては、日本国憲法の保障する「表現の自由」等に留意し、過度の規制とならないよう対応を行うことが求められるところである。一方で、「表現の自由」等に留意しつつも、差別

や人権侵害は決して許されるものではなく一人ひとりの人権が尊重されるべきである。誰もが個人として尊重され幸福を追求する権利を有しており、また法の下に平等であるということ、つまりは誰もが不当に差別されない権利を有しているのだという前提の下、個別救済と合わせて様々な啓発活動（市民一人ひとりの幸福な生活を守るという取組）を行うことが重要であること。

（２）相談支援体制の充実

- ① 市民意識調査の結果からは、国立市や法務局等が設置している人権相談窓口の認知度が必ずしも高くないという状況が判明している※。弁護士や警察等といった相談先もあるものの、それらへの相談を躊躇してしまう市民も多いと思われるため、まずは市民にとって一番身近な行政機関である国立市として相談を受け止めることが必要であり、相談支援体制の効果的な運用及び一層の周知が重要であること。

※18歳以上の市民3,000人を対象とした調査では、国立市が行っている「人権擁護委員による相談」について「知っている」と回答した割合は19.7%、「くにたち男女平等参画ステーション（バラソル）で行っている相談」について「知っている」と回答した割合は16.1%。

- ② 相談窓口の周知に当たっては、市民が身近に感じて相談しやすい場所だと認識してもらうことが重要である。そのためには、相談事例や相談実績をわかりやすく示すなど、市民が安心して相談できる場所であるということがわかるような周知が重要であること。
- ③ 現在では多くの方がパソコンやスマートフォンでインターネットを利用していることから、電話や対面といった相談体制のみならず、インターネットを有効に活用した相談体制についても具体的に検討することが重要であること。
- ④ 市民意識調査の結果からは、差別や人権侵害にあった際に「相談する相手がいない」という子どもが一定数存在することが判明している※。様々な理由により家族や身内に相談することが難しい状況にあるなど、多様で複雑な困難を抱える子どもたちがいることを念頭に、子どもたちが悩みを抱えた時に安心して相談ができるような体制整備及び子どもたちにわかり

やすい周知が重要であること。

※12 歳～14 歳の市民 500 人を対象とした調査では、差別や人権侵害を受けた場合の相談相手について「相談できる相手はいない」と回答した割合は 4.7%。15 歳～17 歳の市民 500 人を対象とした同調査では、「相談できる相手はいない」と回答した割合は 5.2%。

4. インターネット上の人権問題について

SNS や各種掲示板サイトなど、インターネット上における誹謗中傷等の人権侵害行為が深刻な問題となっており、また、インターネットという仮想空間を飛び越え現実社会において痛ましい事件に直接的につながる問題も発生するなど、インターネット上の人権問題については社会的な喫緊の課題となっているところである。子ども・大人の年齢や世代を問わず、また性別や居住する地域を問わず、誰もが突然にその被害者になってしまう可能性があり、また、意図せず自らも誰かを傷つけてしまう可能性がある。

インターネット上の人権問題に対する取組については、「刑法等の一部を改正する法律」による侮辱罪の法定刑の引き上げ（改正前：拘留（30 日未満）又は科料（1 万円未満）／改正後：1 年以下の懲役若しくは禁固（現在は拘禁刑）若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）や、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）の施行による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務化など国による法整備のほか、東京都や東京法務局等の関係機関において啓発活動が行われるとともに、悩みを抱えた際の相談窓口が設置されているが、根本的な解決には至っておらず問題は深刻さを増している。例えば、法務省の人権擁護機関における令和 6（2024）年のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事案（新規開始分）は 1,707 件であり、前年の 1,824 件から減少しているものの、高水準で推移している^{※1}。また、文部科学省調査によると、学校におけるいじめの様態に関して、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」件数は、令和 5 年度の状況を全国で見ると小学校で 10,356 件（令和 4 年度 9,690 件）、中学校で 11,327 件（令和 4 年度 11,404 件）、高等学

校で 2,724 件（令和 4 年度 2,564 件）となっており、年々増加傾向にある^{※2}。

こうした状況等を踏まえ、一部自治体においては、独自にインターネット上のモニタリングを実施するなどして人権侵害事案等を早期に発見し、プロバイダへの削除依頼等の対応が行われている状況がある。

国立市内の状況としても、市民意識調査の結果からは、あらゆる世代の人がインターネット上で差別的な事象を見た経験があると回答している^{※3}。また、実際に直近 5 年間に於いて差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人のうち、多くの人々がインターネット上で被害を受けたと回答している^{※4}。

これらのことを踏まえ、人権教育・啓発及び救済・相談支援のどちらにも関係するインターネット上の人権問題への対応として、国立市においては以下の内容を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

※1：総務省が公表している「令和 6 年度における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」より。

※2：文部科学省が公表している「令和 5 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より。

※3：18 歳以上の市民 3,000 人を対象とした調査では、61.3%の人が最近 5 年間で差別的な表現や、差別や偏見を助長する内容を見たり聞いたりしたことがあると回答。その内、差別や偏見を見聞きした情報源として、「インターネット上の情報サイト（各種ニュースサイトなど）」と回答した割合は 47.7%、「インターネット上の SNS（Facebook、X（旧 Twitter）、TikTok、Instagram、YouTube など）」と回答した割合は 45.8%。

※4：18 歳以上の市民 3,000 人を対象とした調査では、11.1%の人が最近 5 年間で自身が差別や人権侵害を受けたことがあると回答。その内、特定の分野に限定されることなく様々な人権課題の分野で、当該被害の場所が「インターネット上」と回答。

① インターネット上の人権問題について、いわゆるネット上のモニタリングによる人権侵害事案の早期発見など、国立市として取り組むべき事業を具体的に検討し計画を立てて実行することが必要不可欠であること。また、その際例えば啓発活動に関しては地域限定で啓発情報を配信できる仕組みを検討するなど、境界線のないインターネット上の世界における、行政機関としての役割や取り組むべき対象をきちんと整理した上で取り組むことが重要であること。

- ② インターネットとの上手な付き合い方など、子どもたちが情報リテラシーを身に付けることができるような教育・啓発を行うことが重要であること。
- ③ インターネット上の人権問題に関して、市民が悩みを抱えた際に安心して相談できる体制を整備するとともに、その相談先を市民にわかりやすく周知することが重要であること。また、関連する国の法整備の内容や被害に遭ったときの対処法等について、市のホームページなど様々な広報媒体を通じてわかりやすく示すことが重要であること。

5. 人権に配慮した環境整備について

基本方針では、人権に配慮した環境整備として、人権の視点を踏まえた様々な環境の整備及びジェンダー平等の実現に向けた取組の推進が大きな柱として掲げられている。推進計画においては、この内容を更に具体的に計画立て実行していくことが必要であり、その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

- ① 基本方針に示す、地域コミュニティや多様な就労の場の創出、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、フルインクルーシブ教育の推進、災害時における対応に関する施策について、国立市としての課題や今後の方針等を整理し、具体的な取組を進めることが重要であること。
- ② ジェンダー平等の実現に向け、くにたち男女平等参画ステーション（通称「パラソル」）を中心とした意識啓発や教育的な取組を一層進めるとともに、国立市（行政機関）内部のジェンダー平等（職員配置や附属機関委員の登用のジェンダーバランス等）についても取組を進めることが重要であること。

6. 分野別の人権課題への対応について

基本方針で示す各分野の人権課題については、分野を問わず（むやみに優劣をつけることなく）課題への対応を行う必要があり、その共通的な考え方は本答申の各項目に記載のとおりである。取組の推進に当たっては、各分野における個別課題のあり様を的確にとらえ、個々の状況に合わせた柔軟な対応を行うことが重要である。また、多様な働き方に関する問題、カスタマーハラスメントの問題、AIの普及によって生じる問題、ゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足による日常生活、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面での偏見・差別の問題など、社会の変化や価値観の多様化、科学技術の発展等によって新たに顕在化する人権課題に対しても、地域の実情等を踏まえ適切に対応することが重要であること。

7. 平和施策について

戦後80年目をむかえ、戦争を体験した方々が徐々に減少する中、行政機関が積極的に平和意識の啓発を行っていくことは大変重要なことである。基本方針では、戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承及び様々な団体等との平和交流が取組として掲げられており、その推進が一層期待されるところ、推進計画においては、基本方針に示した内容をさらに具体的に計画立て実行していくことが必要である。その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

- ① 戦争・原爆体験者の体験と平和への思いを伝承する活動をはじめ、平和意識の醸成のための取組については、一過性のものとせず今後も継続して取り組むことが重要であること。また、そのような取組については、活動の意義や継続する必要性を具体的に示し、市民の日常生活の中に平和意識を根付かせることが重要であること。
- ② 特に子どもたちに対する取組は重要であり、学校や地域における平和教育を一層推進することが重要であること。

- ③ 多摩地域の各自治体をはじめ、様々な関係機関・団体等と連携し広域的な視点で平和施策に取り組むことが重要であること。

8. 市役所内部からの人権意識の高まりについて

ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進する上では、市職員が高い人権意識を持ち市民への様々な行政サービスの提供や各種相談への対応を行うことが求められる。

国立市が令和6（2024）年度に実施した人権・平和のまちづくりに関する職員意識調査によると、職員の回答率は必ずしも高い状況ではなく、また調査結果において、様々な人権課題について「知らない」という状況にある割合も一定程度存在するほか、国立市が実施している人権・平和の様々な啓発事業等について職員の中で十分に認知されていない状況であることが判明している。

基本方針では、市職員の人権意識の向上も柱として掲げられていることから、上記の実態も踏まえ、市役所内部から人権意識を高めるための具体的な計画立てを行い、実行していくことが求められる。推進計画においては、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

（1）職員の人権意識の向上と具体的な施策の展開

- ① 市の職員（再任用職員や会計年度任用職員を含む全職員）を対象とした人権研修や啓発等を行い、市民に寄り添う市職員としての人権意識の向上を不断に図ることが重要であること。また、職員がそれら人権研修や啓発等に勤務時間中に積極的に参加しやすい職場環境づくりを行うなど、職場（市役所）全体として人権意識を高めようとする機運を醸成することが重要であること。なお、職員個々の人権意識が高まったり知識が深まったりすることは、職場全体として人権を尊重する環境構築につながり、職員の多様な働き方の推進や各種ハラスメントの防止・早期対応等につながるという意識を持つことが重要であること。
- ② 意識の向上のみならず、日頃の業務において必要に応じて施策を見直し

たり新たな取組を進めたりするなど、職員それぞれが人権意識を具体的な業務につなげることを目的とすることが重要であること。

（２）市民等との対話の重視

- ① 市役所には、様々な困り事、悩み事や不安を抱えた市民等が日々多く訪れる。市職員の人員確保が困難な状況を踏まえつつも、対応する職員においては、市民等がどんなことに困っているのか、悩みや不安の具体的な原因は何なのかなど、出来る限り丁寧な相談への対応が求められると同時に、高い人権意識を持ち対話を重視し解決策を模索する態度が重要であること。
- ② 市民等からの様々な意見・要望、苦情は、本来、市の業務の改善や新たな課題の発見にもつながる重要な指摘であることから、様々な意見を真摯に受け止めることがまずは重要であること。一方で、カスタマーハラスメントなど著しい迷惑行為や就業環境を害する行為から市職員の人権や安全が守られることにより一層の人権・平和のまちづくりの推進につながることに留意が必要であること。

（３）適切な推進体制の構築

- ① 基本方針で示された組織内の推進体制について、具体的な検討を行うとともに、教育部局、人権擁護委員など関係機関・団体等と連携し充実した取組を実施できるよう推進体制を構築することが重要であること。

９．進捗管理について

推進計画が実効性を伴った計画となるためには、適切な進捗管理及びその評価についてしっかりと計画に位置付けることが大切である。推進計画においては、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

- ① 抽象的な計画になり過ぎてしまうと、具体の取組が上手く進まない。例

例えば、どの部署で・何を・どれくらいの人員で・具体的にどのように対応するのか。また、実際に人権侵害事案が発生した場合にはどのように対応するのか。学校との連携においては、具体的に何をいつどの程度行うのか。こういった具体的な対応について、計画立てをしていくことが重要であること。

- ② 進捗を適切に把握するため、市民意識調査の結果等を踏まえた指標が必要であり、可能な限り定量的な指標を定め進捗を管理していくことが重要であること。
- ③ 本審議会がどのように進捗管理へ関与していくのか、その在り方についても明確にしていくことが重要であること。
- ④ 人権上の問題や考え方は時代と共に変化しており、その対応においては絶えずアップデートしていくことが必要であるとともに、新たな問題への対応も必要となることから、計画の進捗管理においては社会的な動向や地域の実情等を踏まえた臨機応変な対応が重要であること。

【出典】

- ・「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（平成 30(2018)年 12 月 27 日条例第 37 号）
- ・「国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針」（令和 6(2024)年 3 月 国立市）
- ・「人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査報告書」（令和 7(2025)年 1 月 国立市）
- ・「令和 5 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」（令和 6 年 10 月 31 日（木） 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ・「令和 6 年度における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」（令和 7 年 3 月 25 日 法務省人権擁護局）

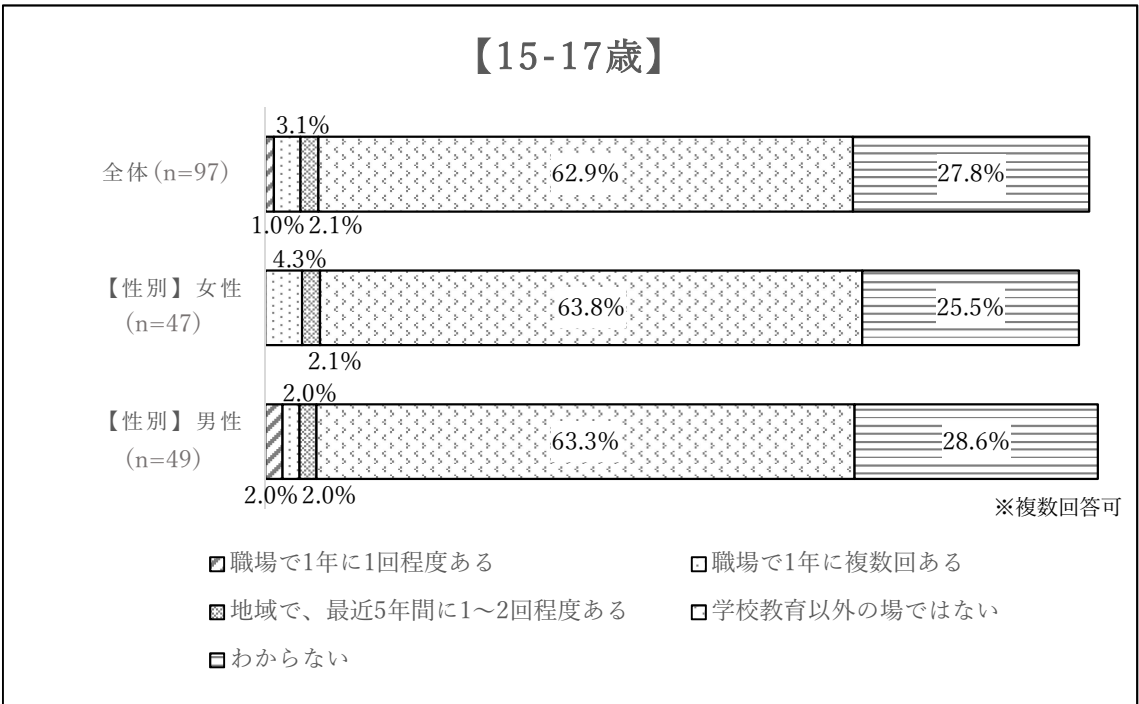
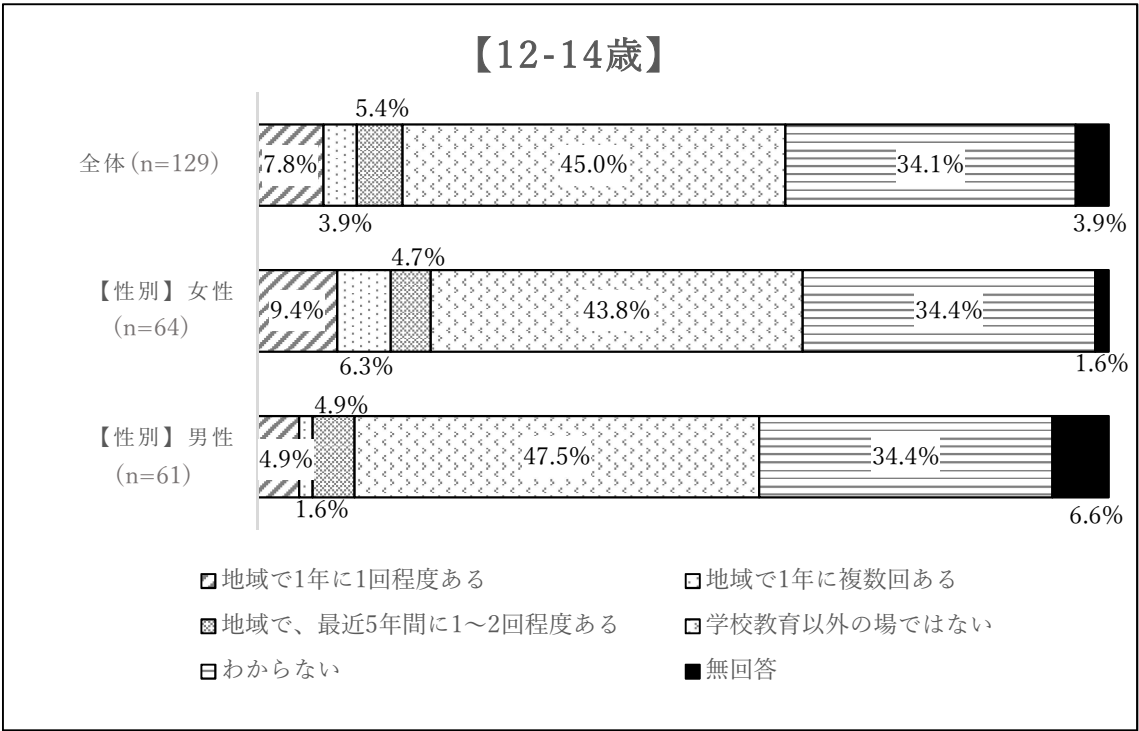
参考資料

1. (参考データ) 市民意識調査結果
2. 諮問書
3. 国立市人権・平和のまちづくり審議会 委員名簿
4. 国立市人権・平和のまちづくり審議会 開催経過
5. 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例
6. 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例施行規則

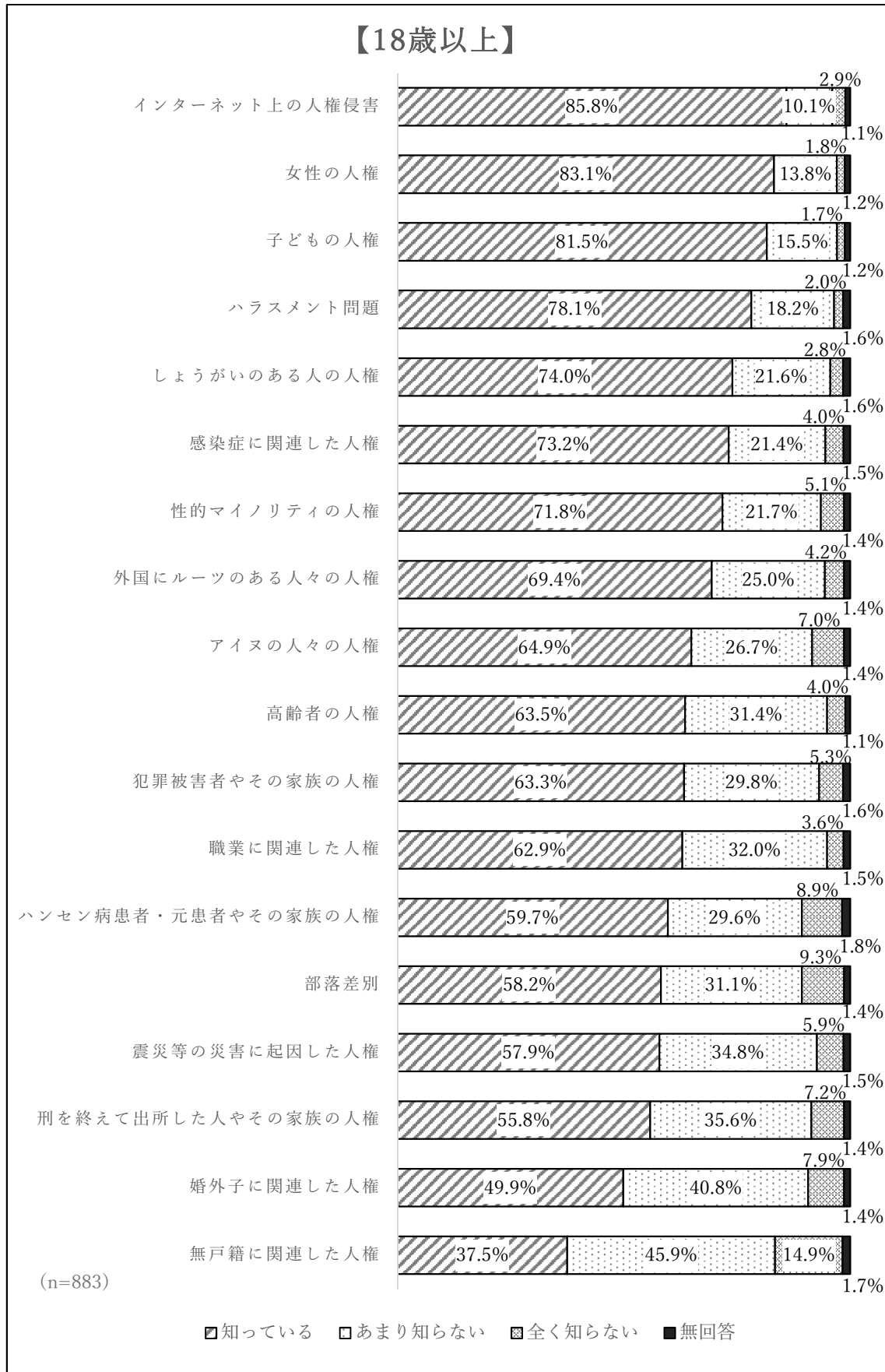
(参考データ) 市民意識調査結果

「人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査報告書」（令和 7（2025）年 1 月 国立市）をもとに作成

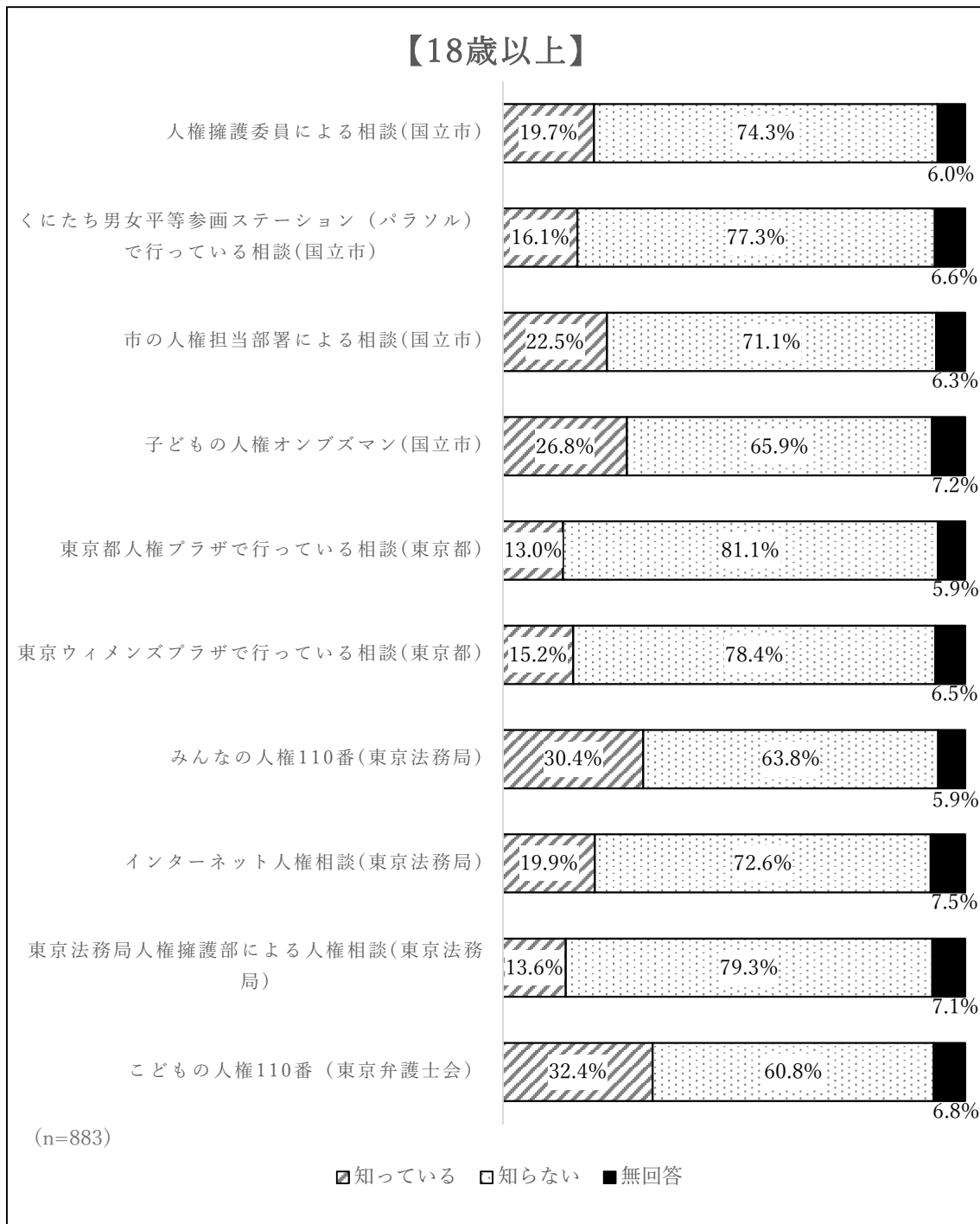
■人権に関する研修やイベントへの参加状況（最近 5 年間）



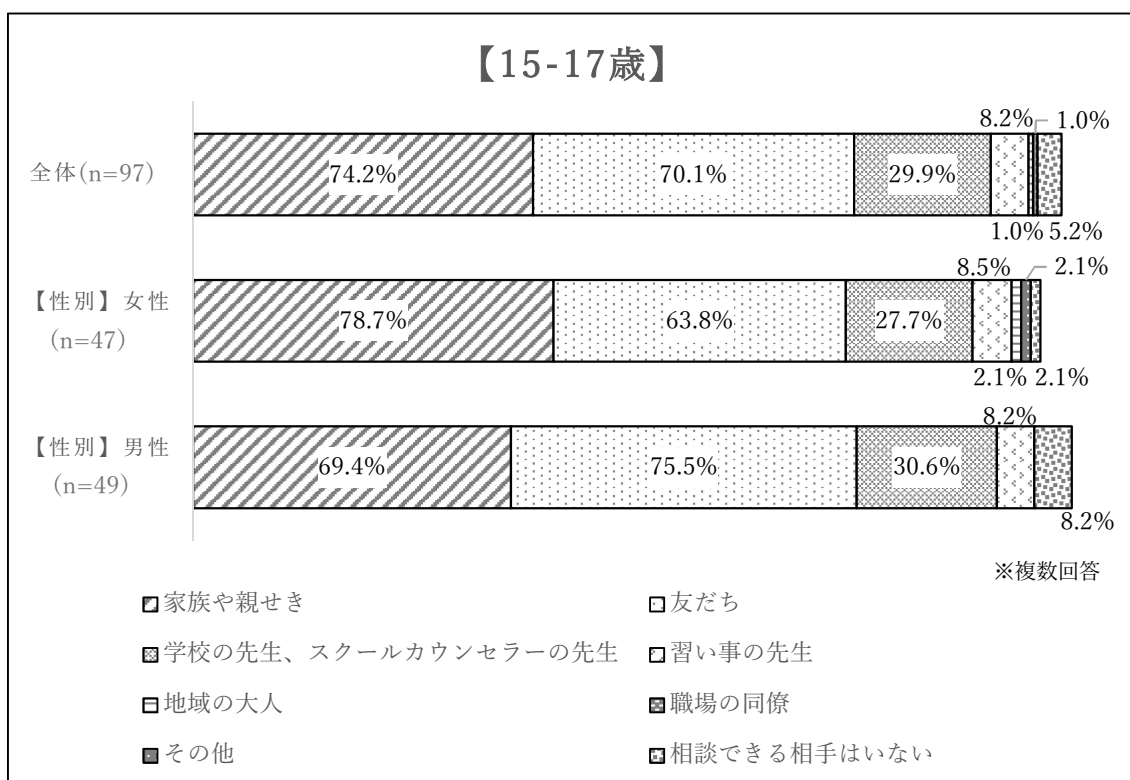
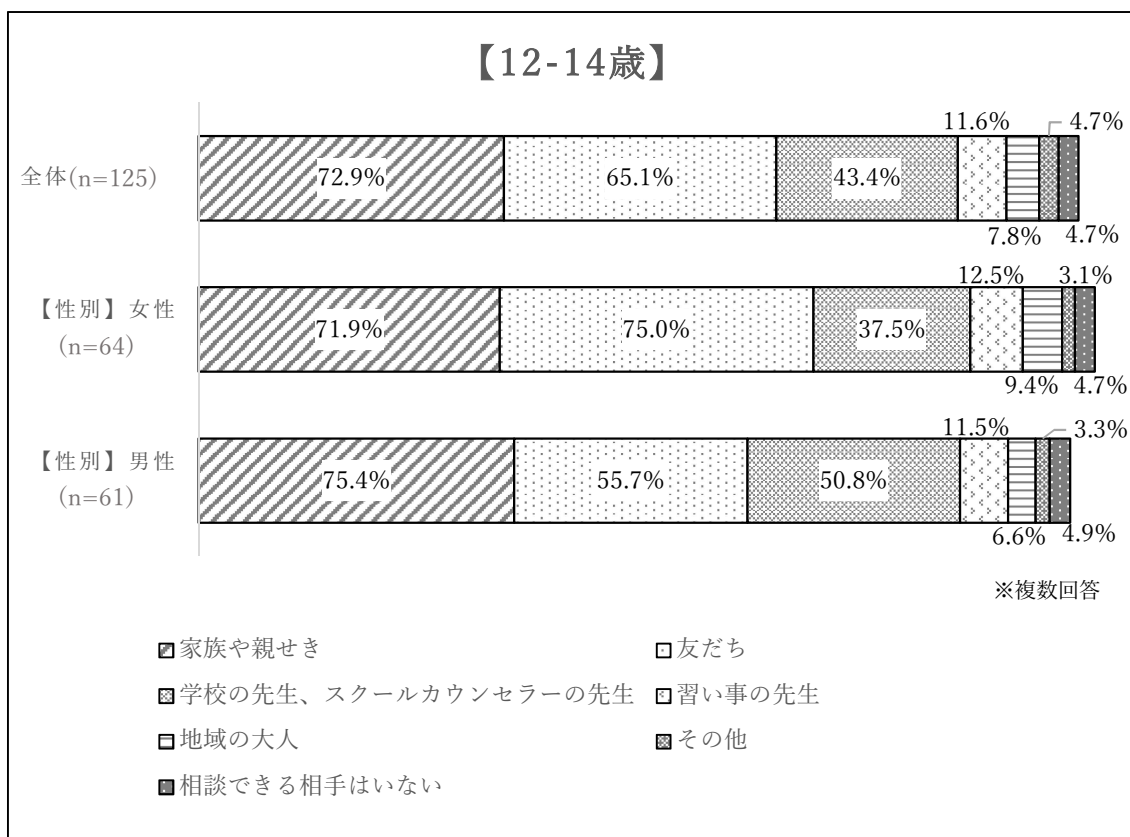
■人権課題の認知度



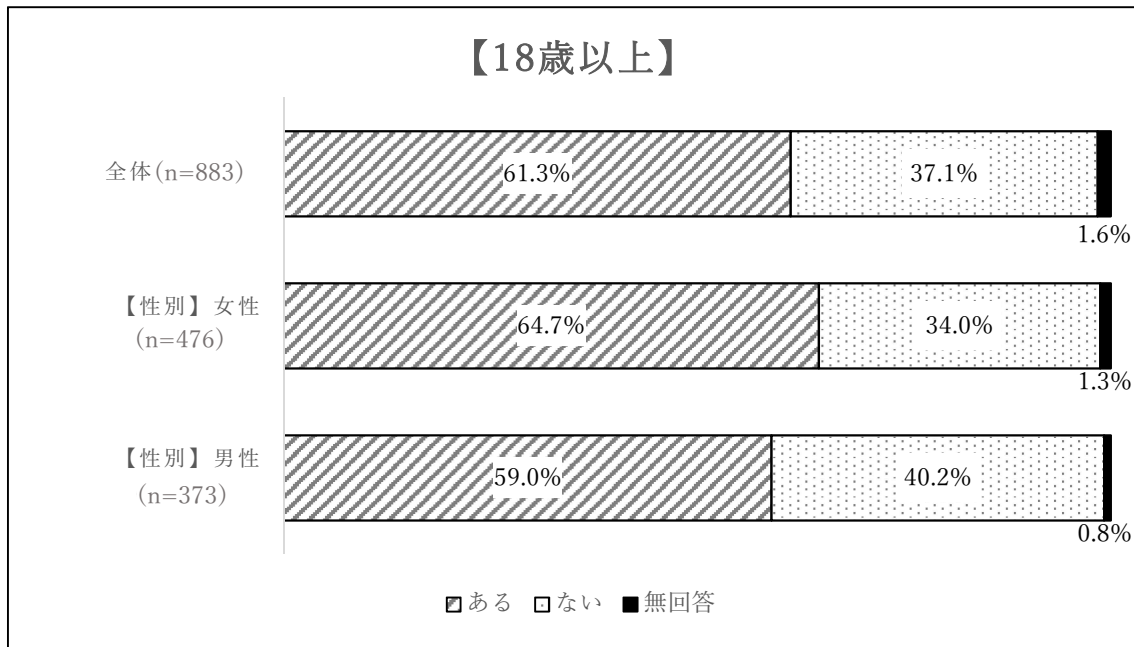
■人権に関する相談窓口の認知度



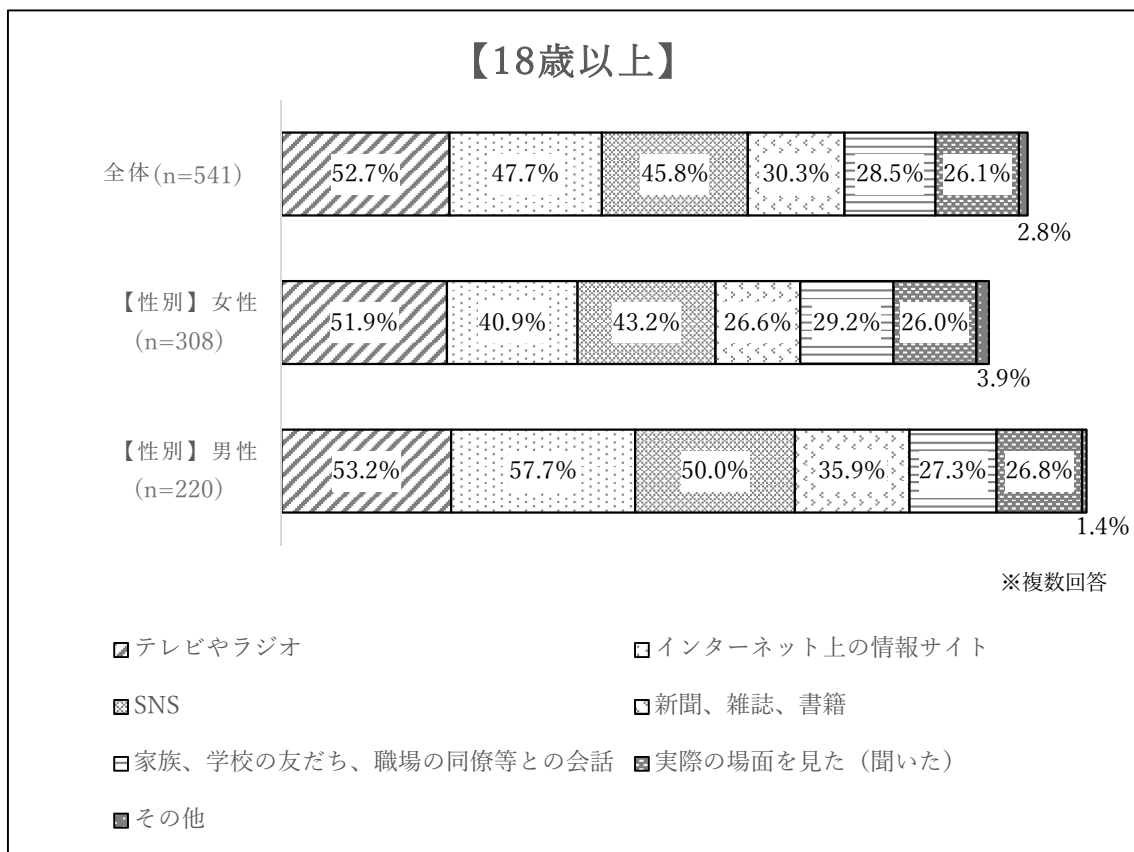
■差別や人権侵害を受けた場合の相談相手



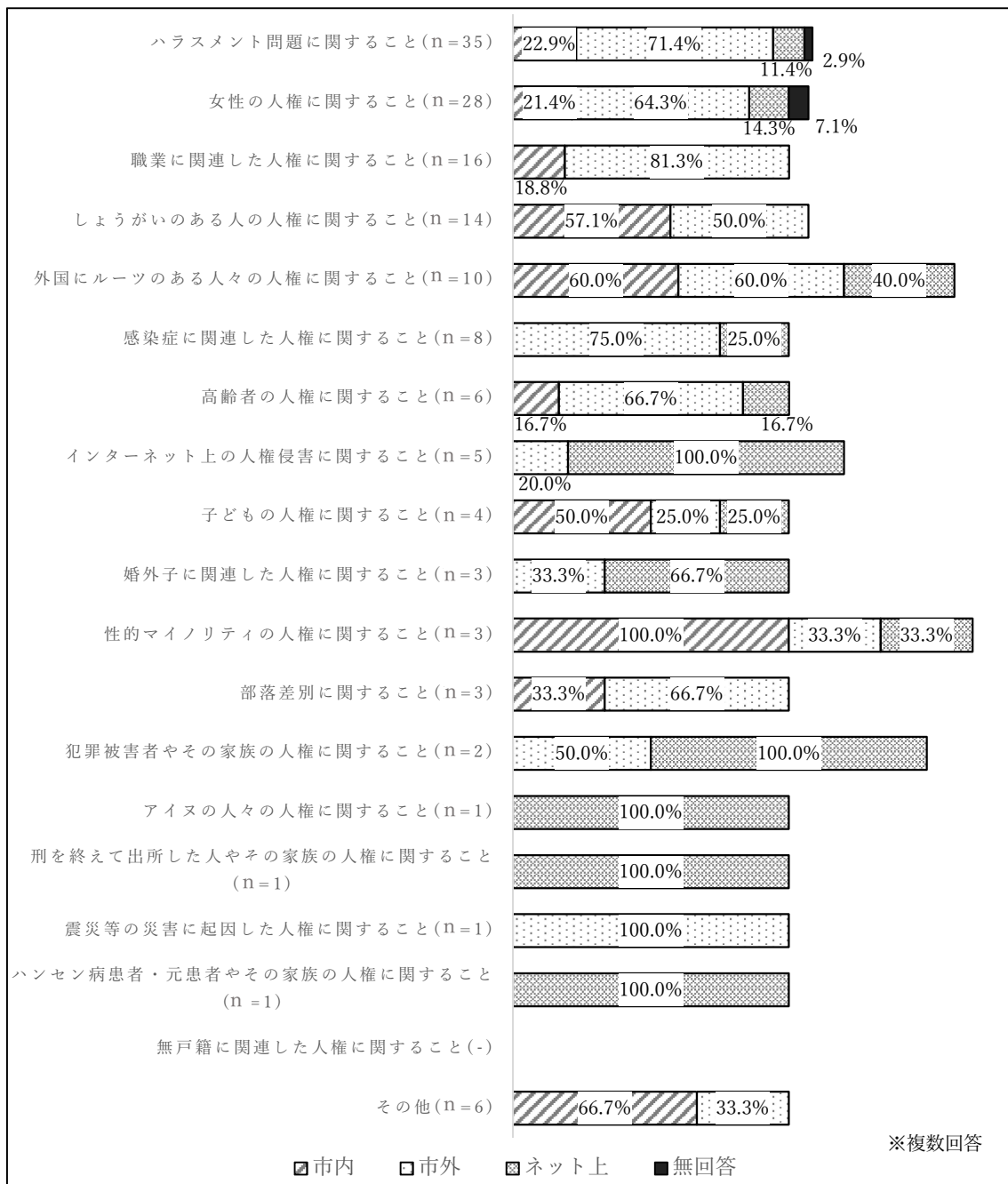
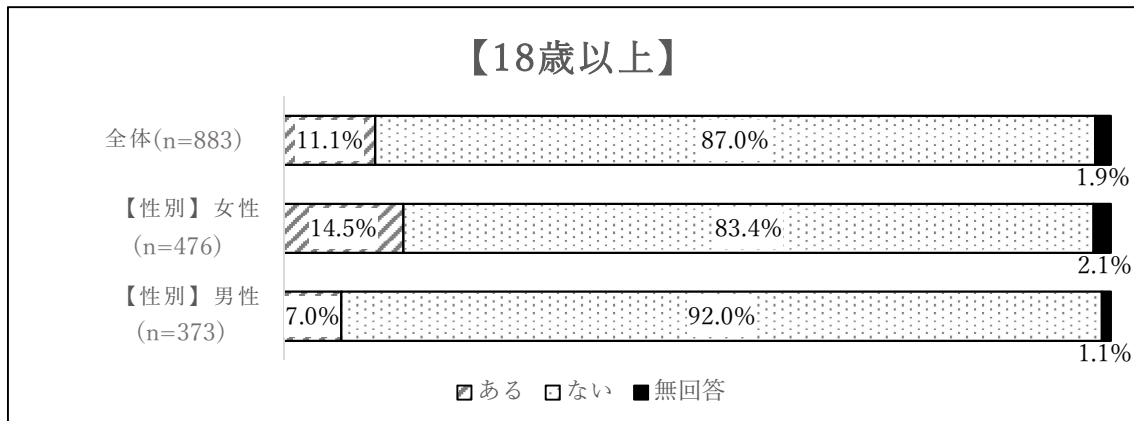
■他者に対する差別的な表現や、差別や偏見を助長する内容を見聞きした経験（最近5年間）



■（ある場合）その情報源



■差別や人権侵害を受けた経験とその場所（最近５年間）





国 政 市 発 第 5 7 号
令和 5 年 1 0 月 2 4 日

国立市人権・平和のまちづくり審議会
会 長 様

国立市長 永 見 理 夫

諮 問 書

市が、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第 1 0 条に基づく人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定するに当たり、基本条例第 1 6 条に基づき貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための推進計画について

2. 諮問理由

市では、基本条例に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指しています。

人権・平和のまちづくりを総合的に推進するため、市は今後推進計画を策定することとしており、その内容等について貴審議会のご意見を伺うものです。

以 上

国立市人権・平和のまちづくり審議会委員名簿

〔任期：令和 5(2023)年 10 月 1 日～令和 7(2025)年 9 月 30 日〕

	氏 名	区分	所 属 等
1	大島 克己	市民	公募市民
2	押田 五郎	市民	公募市民
3	神田 知宏	学識 経験者	内幸町国際総合法律事務所弁護士
4	小島 正次	団体 代表者等	部落解放同盟国立支部書記長
5	炭谷 茂	学識 経験者	社会福祉法人恩賜財団済生会理事長
6	只野 雅人	学識 経験者	一橋大学大学院法学研究科教授 ※令和 5（2023）年 10 月 24 日より委嘱
7	韓 東賢	学識 経験者	日本映画大学教授
8	古川 健太郎	学識 経験者	八王子ひまわり法律事務所弁護士
9	三井 絹子	団体 代表者等	国立市しょうがいしゃ団体等協議会代表
10	呂 成姫	団体 代表者等	全国オモニ会連絡会事務局長

（50 音順、敬称略）

審議会（第三期）の開催経過

審議会	開催日	主な内容
第 24 回	令和 6（2024）年 10 月 24 日（木）	諮問／今後の審議の流れについて
第 25 回	令和 6（2024）年 4 月 18 日（木）	今後の審議の流れについて／推進計画の骨子案について／市民意識調査の実施に向けた検討
第 26 回	令和 6（2024）年 6 月 27 日（木）	市民意識調査の項目案について／市の平和施策について
第 27 回	令和 6（2024）年 8 月 8 日（木）	市民意識調査の項目案について
第 28 回	令和 6（2024）年 10 月 24 日（木）	今後の審議の流れについて／推進計画の骨子案について
第 29 回	令和 7（2025）年 1 月 28 日（火）	市民意識調査の結果について
第 30 回	令和 7（2025）年 3 月 27 日（木）	市民意識調査の結果分析について／推進計画について
第 31 回	令和 7（2025）年 5 月 28 日（木）	答申（案）について
第 32 回	令和 7（2025）年 7 月 24 日（木）	答申（案）について
第 33 回	令和 7（2025）年 8 月 21 日（木）	答申（案）について 答申

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当

事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目 的）

第 1 条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第 3 条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

（市長の使命）

第 4 条 市長は、第 2 条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

(市民の権利)

第 6 条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 8 条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第 9 条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念

(2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。

(3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。

(4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。

(5) 国内外の平和交流に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第 16 条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第 10 条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画

(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

- 2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

- 3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議

を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 基本方針及び推進計画に関すること。

(2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9,100円	を
---------------	---	--------	---

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9, 1 0 0 円
人権・平和のまちづくり審議会委員	〃	9, 1 0 0 円

に

」

改める。

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成 30 年 12 月国立市条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第 2 条 条例第 16 条第 1 項に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権に関する団体の代表者等
- (3) 平和に関する団体の代表者等
- (4) 市民

(審議会の会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の部会)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選に

よって定める。

4 部会は、部会における審議の結果を審議会に報告する。

5 第3条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。この場合において、第3条第3項及び第4項並びに前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第3条第3項及び前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第3条第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(審議会の委員等の守秘義務)

第6条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 審議会又は部会（以下「審議会等」という。）に出席した者は、審議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策経営部市長室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。